

議案第194号

平成22年度川崎市一般会計補正予算

平成22年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,568,669千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ617,817,241千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

平成22年11月26日提出

川崎市長 阿部孝夫

第 1 表 歳 入 歳 出

予 算 補 正

歳 入

款	項
1 市 税	
	1 市 民 税
15 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 負 担 金
16 県 支 出 金	
	1 県 負 担 金
	3 委 託 金
21 諸 収 入	
	6 雑 入
22 市 債	
	1 市 債
歳 入	合 計

補 正 前 の 額	補 正 額	計
273,454,316 <sup>千円</sup>	1,143,751 <sup>千円</sup>	274,598,067 <sup>千円</sup>
120,865,995	1,143,751	122,009,746
93,299,208	2,978,471	96,277,679
71,821,060	2,978,471	74,799,531
17,286,731	173,320	17,460,051
7,959,249	63,378	8,022,627
3,647,552	109,942	3,757,494
57,404,740	504,127	57,908,867
5,487,015	504,127	5,991,142
81,939,000	△ 231,000	81,708,000
81,939,000	△ 231,000	81,708,000
613,248,572	4,568,669	617,817,241

歳出

款	項
2 総務費	
	2 総務管理費
	4 総合企画費
	6 選挙費
5 健康福祉費	
	3 生活保護費
	4 老人福祉費
	5 障害者福祉費
歳出	合計

補正前の額	補正額	計
54,741,200 <sup>千円</sup>	752,871 <sup>千円</sup>	55,494,071 <sup>千円</sup>
6,571,720	504,127	7,075,847
4,361,314	13,669	4,374,983
643,584	235,075	878,659
112,234,913	3,815,798	116,050,711
51,446,210	3,802,286	55,248,496
15,960,764	△ 240,000	15,720,764
23,870,704	253,512	24,124,216
613,248,572	4,568,669	617,817,241

## 第 2 表 債務負担行為補正

### 1 追加

事 項	期 間	限 度 額
新川崎・創造のもり第3期計画推進事業費	平成23年度	千円 31,894
民間介護老人保健施設整備事業費	平成22年度から 平成24年度まで	300,000

### 2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成22年度公共施設 管理運営事業費	平成23年度から 平成26年度まで	千円 3,635,471	平成22年度から 平成27年度まで	千円 8,109,926

### 第 3 表 地 方 債 補 正

#### 1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
新川崎・創造のもり第3期計画推進事業	千円 9,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0% 以 内	借入れの日から30カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

#### 2 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
老人福祉総務事業	千円 1,860,000	千円 △ 240,000	千円 1,620,000

地 方 債 総 合 計	81,939,000	△ 231,000	81,708,000
-------------	------------	-----------	------------